

木箱と文書

小池伸彦

一 はじめに

一九八六年九月から一九八九年九月にわたり、奈良そごう百貨店建設関連地の発掘調査が、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部の手により行なわれた。⁽¹⁾ その範囲は、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪、同二条二坊五坪にまたがり、調査面積は三〇〇〇〇㎡に及んだ。この調査では長屋王家木簡を始めとして、数々の発見が相次ぎ、多くの新知見がもたらされたが、その中で、長屋王家木簡出土溝、東二坊坊間路西側溝、二条大路東西大溝からは、多量の木製品が出土した。木製品は、食器具、容器、祭祀具、工具、装身具、遊戯具など種類が多岐にわたり、注目すべき製品が少なくない。⁽²⁾ 本稿で論ずる割りぬきの木箱はそれら注目に価する木製品のひとつで、一木を割りぬく細長い身と、板材を削り出した合わせ蓋に特徴がある。類似の箱はこれまで、わずかに六例が知られるに過ぎなかった。⁽³⁾ ところが、そごう百貨店建設関連の調査により、類例が著しく増加

し、しかも保存の良好な一括資料があり、完形の箱もいくつか含まれている。このような資料の増加に伴ない、この木箱の性格を検討し得るようになってきた。この木箱の用途として、紙の文書を入れるものであることは既に指摘したが、⁽⁴⁾ 本稿ではさらに、機能、使用方法、形態の時期差などについて検討し、史料に見える箱との関連を考えてみたい。

長屋王家木簡出土溝、二条大路東西大溝とも、木屑層内に木簡等の遺物が多く埋没しており、調査ではその埋土ごと遺物を取り上げられた。現在、その埋土の水洗作業は、長屋王家木簡出土溝については全て終了したが、二条大路東西大溝については、大部分まだ作業が及んでいない。従って、今後資料は確実に増加するであろうが、ここでは八月末日までに得られた資料に基づいて考察を進める。

二 一般的特点

本稿にいう割りぬきの木箱とは、細長いほぼ矩形を呈するヒノキ

木箱と文書

第一表 割りぬき木箱の出土例とその法量

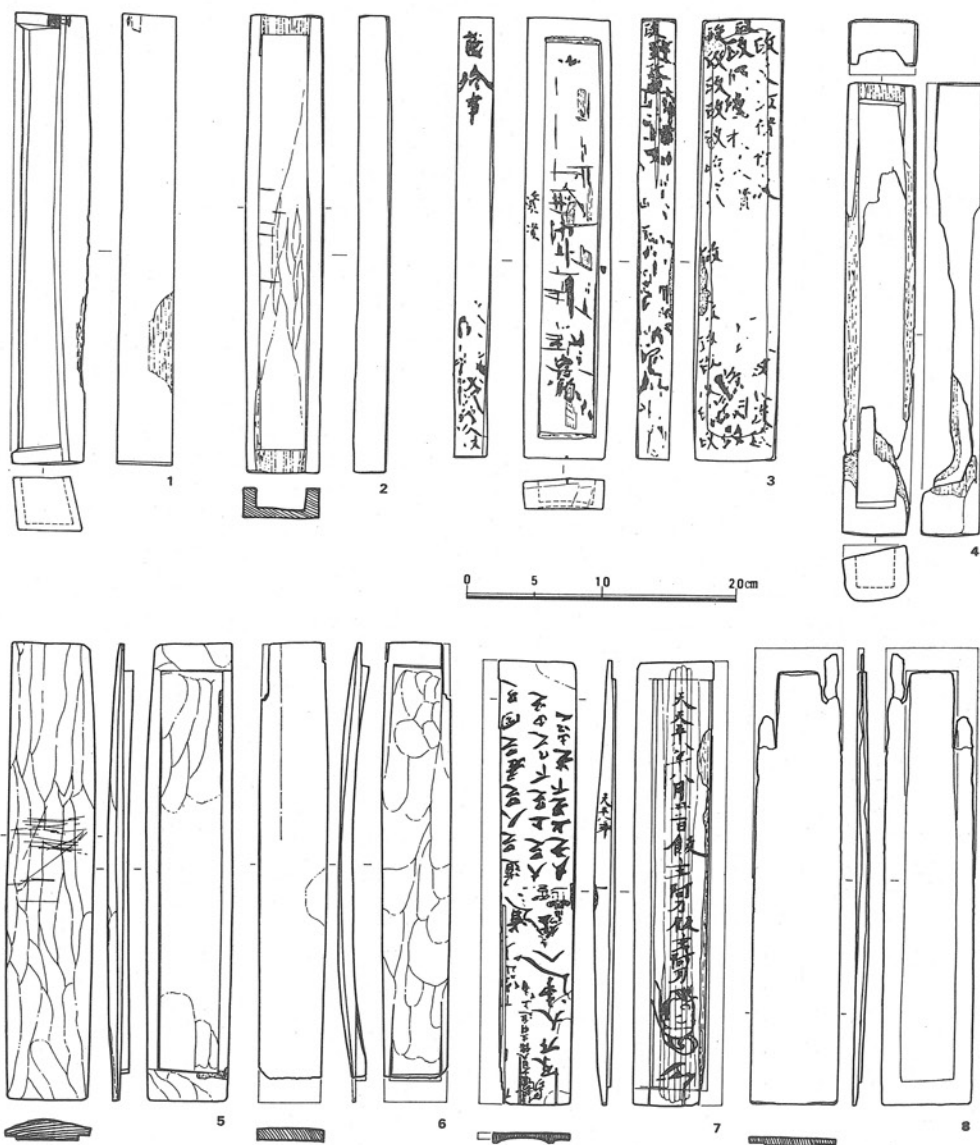
箱蓋 (単位cm)

	出土地	外法 幅 長さ		凸部 幅 長さ		厚さ	長側部 削り幅	備 考
1	木簡溝	6.4	34.5	4.6	30.3	1.4	0.8	完形
2	木簡溝	5.8	33.0	4.1	30.2	1.5	0.8~1.0	完形
3	木簡溝	5.0	33.0*	3.3	30.4	1.0	0.8~1.0	端部欠, 身の3とセットか
4	木簡溝	(5.3)	31.5*	(4.1)	28.5*	1.6	1.0	端部欠
5	木簡溝	4.7	31.3*	3.2	29.9*	1.6	0.9~1.1	端部欠, 身の1とセットか
6	木簡溝	5.1	(34.5)	3.7	(31.4)	1.2	0.7	凸部内湾
7	東西大溝	(5.4)	34.7	(3.0)	29.3	1.4	1.4	1/2残る
8	東西大溝	(5.7)	34.0	3.7	31.3	1.0	1.0	習書有
9	東西大溝	(6.3)	32.7	4.1	30.7	1.4	1.1	習書有
10	東西大溝	8.1	35.7	6.0	32.6	1.2	0.9~1.1	木簡に転用
11	東西大溝	(6.8)	33.5	4.4	30.8	1.3	1.2	「伊勢国少目大倭生羽進上」墨書
12	東西大溝	6.0	(34.2)	4.3	31.8	1.6	1.0	習書有
13	西側溝	5.1*	35.6	4.9	32.1	1.0		「資人上日帳」墨書
14	S D 2700	4.8	33.8	3.5	30.7	1.2	0.8	完形
15	S D 2700	6.8	24.5*	4.7	23.2*	1.1	1.2	1/2残る
16	S D 3715	6.6	(34.9)	3.8	30.9	0.9	1.4~1.5	一端欠, 甲平坦

箱身 (単位cm)

	出土地	外法 高さ 幅 長さ			内法 深さ 幅 長さ			底部 厚さ	長側板厚	備 考
1	木簡溝	4.1	4.7	33.7	3.7	3.8	31.6	0.4	0.7	蓋の5とセットか
2	木簡溝	2.6*	4.5	30.8	2.0*	3.1	29.5	0.6	0.6	潰れる
3	木簡溝	3.3	5.1	34.1	2.1	3.3	30.5	1.2	1.0	長辺側板一部欠, 蓋の3とセットか
4	木簡溝	3.9	4.9	25.4*	2.9	3.8	23.5*	1.0	0.7	1/3以上欠, 習書有
5	木簡溝	1.8*	2.8*	19.8*	1.2*	1.8*	18.8*	0.6*		1/4残る
6	木簡溝	1.2*	3.1*	16.8*	0.6*	2.5*	15.8*	0.6*		1/4残る
7	木簡溝	2.2*	4.4	18.4*	1.2*	3.0	16.9*	1.0	0.8	1/2残る
8	木簡溝	2.3*	4.2	13.3*	1.4*	2.9	11.5*	0.9	0.7	1/2残る
9	東西大溝	2.7	6.3	33.2	2.0	4.0	29.9	0.5	0.9~1.4	完形, 習書有
10	東西大溝	1.5*	(5.7)	34.7	0.9*	4.0	31.1	0.7	1.0	1/2以上残る
11	S D 2700	2.3	5.9	32.1	1.3	4.2	30.3	1.0	1.0	両小口一部欠
12	S D 3715	2.4	5.6	34.5	1.7	3.5	31.5	0.7	1.1	両小口欠
13	S D 5050	2.7	6.0	34.0	1.6	3.5	31.1	1.1	1.2	完形, 習書有, 木簡番号3132号

(注) 木簡溝: 長屋王家木簡出土溝
 東西大溝: 二条大路東西大溝
 西側溝: 東二坊間路西側溝
 S D 2700: 平城宮内裏東方大溝
 S D 3715: 平城宮第一次朝堂院東方溝
 S D 5050: 東一坊大路西側溝
 (数値)は推定値, *は残存部の長さを示す。



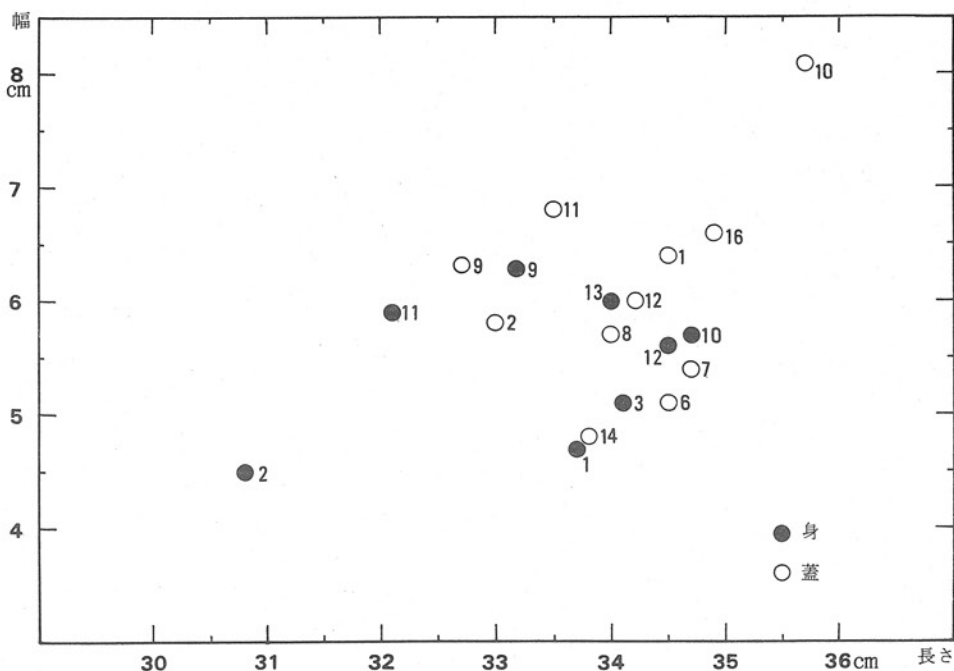
1(1)・4(3)・5(1)・6(6) 長屋王家木簡溝出土
 3(9)・7(11) 平城京二条大路東西大溝出土
 2(12)・8(16) 平城宮第一次朝堂院東方溝出土
 ()内の番号は第一表の番号に一致する。

第一図 刻りぬき木箱実測図

の白木の箱で、前述したように身は一本の角材を削りぬぎ、蓋は一枚の板材を削り一種の合わせ蓋としたものである。第一表には、これまでの出土例とその法量を掲げ、第一図には代表的な箱を示した。箱の大きさは、これまでの出土例によると外法では、長さが約三

一cmから約三六cm、幅が約四cmから約八cm、身の高さが約二cmから約四cmの間におさまる。出土遺構別に見ても、やはり大きさにはかなりのばらつきがあり、厳密な規格性は認められない。ある程度、幅をもたせた範囲の寸法におさまるように製作している。

第二図に、箱の長さと幅（外法）の相関を示した。図から明らかのように、幅の狭い箱は長さが短く、幅広のものは長くなっており、長さとは正の相関関係が認められる。しかし長さとは幅の比を見ると、それぞれ四・五〜七・二の範囲の数値を示しており、一定の比率で長さとは幅を決定したのではないといえる。この比率は、出土遺構別にみても、やはりばらつきがある。つまり、長さとは幅の比率の点からも、厳密な規格に基づいて製作した箱ではないといえよう。箱の身の内・外面は、上面、側面、底部とも平滑に削り、ほぼ直線的に仕上げる。ただし、外面底部をわずかに削りくぼませたもの（第一図3）や、外面底部の両長側辺の四分の三を面取りして、底部に丸みをもたせたもの（第一図4）がそれぞれ一例ずつあり、また、身の内面底部に削りぬいた際の鑿の跡を留めるものが五例あり、身の木口に鋸の痕跡が残るものがある。



(図中の番号は第一表の番号に一致する)

第二図 箱外法の長・幅相関

蓋には大きく分けて二種類がある。ひとつは両端が薄く、中央部にいくに従い厚みを増す甲盛の蓋(第一図5~7)、他は上面が平坦な蓋(第一図8)である。いずれも板材の内面周囲を削り、低い凸部を造り出すが、甲盛の蓋にはこの凸部の造りがやや異なるものがある。第一図の5・6・7がそれで、5と6は凸部が縦に内湾し、7は横に内湾するものである。5は内湾が浅く、凸部全体が周囲より一段高くなっている。6は凸部の中央部分が失なわれるほど深く内湾しており、結果的に蓋の両端から七~八cm内側から凸部が緩く立ち上がる形となっている。7は凸部の長側辺部分だけを残して他を削り、湾曲部の中央部分は周囲の面とほぼフラットになっている。この蓋が、凸部の短辺部を残して立ち上がりを四周にめぐらせようとしたものでないことは、凸部短辺付近に残る工具痕から明らかである。

身、蓋とも線刻、墨画、彩色その他による装飾はいっさい認められず、研磨したり、漆をかけるなどする精製品も今のところないが、蓋の上面に「資人上日帳」、「伊勢国少目大倭生羽進上」と墨書のあるものや、習書に使用されたものがある。

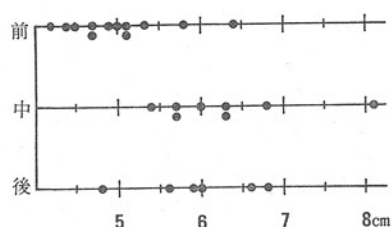
以上のように、削りぬきの木箱は、身、蓋ともいくつかのバリエーションがあるが、いずれも細長い削りぬきの身と内面に凸部を削りだした合わせ蓋とから成り、その大きさやプロポーションには厳密な規格がなく、感覚的・経験的に製作している。また装飾は施さ

れず、精製品もなく、成形の際の工具痕を残す程度の仕上げの製品である。

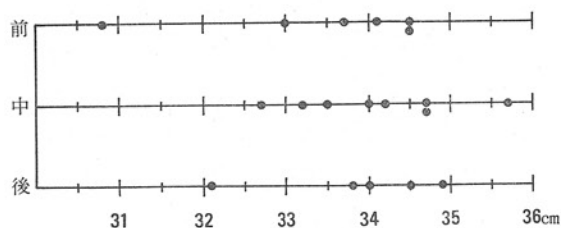
三 古相と新相

奈良そごう百貨店関連の発掘調査では、時代幅を限定できる奈良時代前半の削りぬきの木箱の一括資料が得られた。第一表の身1~8、蓋1~6が長屋王家木簡出土溝の木屑層から出土した箱で、八世紀の前葉に属し、身9・10、蓋7~12が二条大路東西大溝木屑層出土の箱で八世紀中葉のもの、蓋13は東二坊坊間路西側溝から出土し、八世紀前半に属する。一方、蓋14・15及び身の11、蓋16と身12、身13は、それぞれ平城宮内裏東方大溝、同第一次朝堂院東方溝、平城京東一坊大路西侧溝出土の箱で、いずれも八世紀の後半に属する。

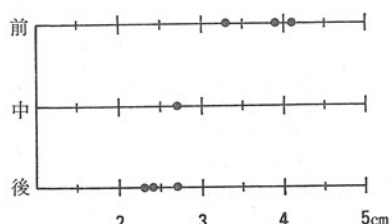
これらの箱の各部分の寸法を時期別に表示したのが第三図のグラフである。この中で、時期差を示す要素について、はじめに検討する。まず、外法の幅(第三図1)を比較すると、八世紀前葉の例では4cmから6cmの間に分布の中心があり、中葉以降では五・五cmから七cmの間に分布の中心が移る。次に身の高さ(第三図2)について、第三図3・6によって比較してみよう。類例に乏しいため確実なことはいえないが、八世紀の前葉では高さが高く、深い箱が見られるのに



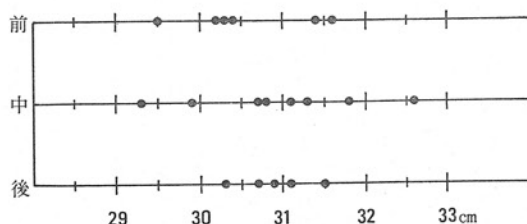
1. 外法の幅



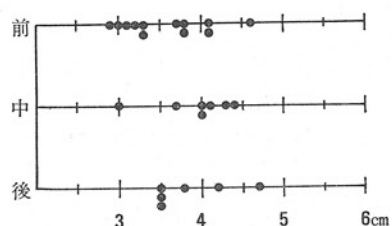
2. 外法の長さ



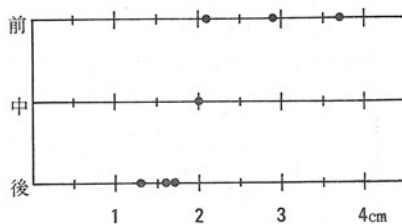
3. 外法の高さ



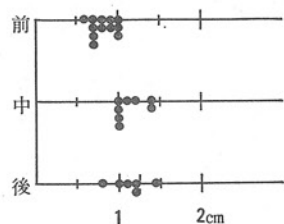
4. 内法の長さ



5. 内法の幅



6. 内法の深さ



7. 身長側板の厚さ

注 内法の長さ(4)と内法の幅(5)は身と蓋の凸部の寸法に基づく。
身長側板の厚さ(7)は身と蓋の周辺の削り幅の寸法に基づく。
(前)は8世紀前葉, (中)は8世紀中葉, (後)は8世紀後葉を示す。

第三図 時期別にみた箱の各部分の寸法

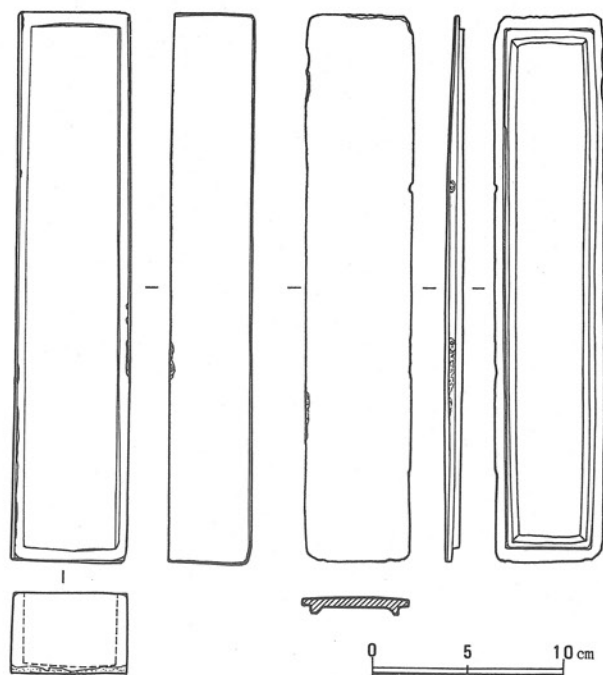
対して、中頃以降では、低く浅いものが現れる。最後に、身の長側板の厚さについて(第三図7)見ると、八世紀前葉では厚さ1cm以下のものがほとんど全てといつてよく、中頃以降では1cmを超えるものが現れ、1cm以下の厚さのものと並存している。

このようにみえてくると、割りぬきの木箱の時期的形態変化の大きな傾向として次のことがいえる。比較的幅が狭く、高さが高く、身の長側板が薄いの古相の箱の特徴であり、長屋王家木簡出土溝の例からすれば、奈良時代の初頭から存在する。ところが、八世紀の中頃以降、幅の広い箱に主体が移り、高さのかなり低いものや身の長側板の厚い箱が出現する。ところで、箱のその他の部分の寸法、すなわち外法の長さ、内法の長さ、内法の幅では、グラフ(第三図2・4・5)から明らかなように、時期差を見出すことはできない。このことは、八世紀を通じてこの箱が同じ用途に供されていたことを示し、また中に入れるものの大きさに著しい変化がなかったことを物語っていると考えるが、これについては次節で詳述しよう。

さて、次に文禰麻呂墓出土の金銅匣(第四図)⁽⁵⁾について、木箱、とくに古い様相の木箱との関連を述べることにする。この銅匣は鑄造製で、長さ29・1cm、幅五・八〇cm、高さ四・八cm(身の高さ四・三cm)あり、甲盛のいわゆる逆印籠蓋をかぶせる。匣の中には、長さ26cm、幅四・3cm、厚さ2mmの銅板製墓誌が納められていた。墓誌には「壬申年將軍左衛士府督正四位上文祿麻呂忌寸慶雲

四年歲次丁未九月廿一日卒」と銘文が刻まれ、この銅匣が七〇七年頃のものとなることができる。

この銅匣と古相の割りぬき木箱とを比較すると、形態上いくつかの類似点を指摘できる。銅匣は長さが29cmほどしかなく、長さの最も短い木箱(第一表身2)と比べてもやや短い。幅、高さ、深さでは、身の外法、内法とも両者に大きな差はない。身の側板の厚さは銅匣が約5mmであり、古相の木箱の長側板の厚さと大差ない。銅



第四図 文禰麻呂墓出土銅匣実測図

匣の蓋は高さが九㎜、中央部の厚さが約五㎜あり、内面には身を受けるかえりをめぐらせている。木箱の蓋に比べ、やや薄い造りで、内面にかえりをめぐらせる点は木箱とは異なるが、外観上きわめてよく類似する甲盛の合わせ蓋である。

このように、古相の割りぬきの木箱と銅匣とは類似する点が少なくなく、密接な関連がうかがわれるが、両者の関係はどのように考へるべきであろうか。木箱が一般に用いられており、それを模した銅匣が製作され、ある場合には墓葬品に応用されたとみるべきか、あるいは銅匣が少ないながらも製作、使用されており、木箱はそうした貴重品を模したものととらえるべきであろうか。今のところ確たる根拠を得ておらず、いずれとも決しかねるが、後者ではないかと推測している。それは、第一の理由として、強度に問題があるにもかかわらず木箱の身を割りぬいて製作しているからである。古い段階には身の長側板を薄く仕上げ、高さも比較的高く、従って強度が落ちるはずである。にもかかわらず割りぬきという製作技法を採用しているのは、铸造製の銅匣を模倣したためではないかと思う。第二に、铸造製の金属製品の特徴として、製品に凸帯や隆起帯が鑄出されることが少なくないが、木箱の蓋内面に削り出された凸部に、そうした铸造品の特徴が反映しているのではないかと考えるからである。第三の理由として、木箱が厳密な規格に基づく製品ではなく、精製品もないということがある。つまり木箱はフォーマルな物と意

識されていなかったと考えられ、そのような木箱を模して銅匣を製作したり、あるいは文祿麻呂墓の如く副葬品として応用するのかわか、疑問に思うのである。以上の理由から、割りぬきの木箱は铸造の銅製匣の影響を強く受けているのではないかと推測する。この推測に立てば、木箱の時期変遷について、古い段階には金属製品をできるだけ忠実に模倣しようとし、新しい段階になると金属製品を模倣し、あるいは木箱が出現して、以後金属製品の影響を脱したという意味で独自の木箱が展開すると解釈できる。このような考え方の当否は別にして、古相の割りぬき木箱と銅匣との関連は否定できず、割りぬき木箱の初現を少なくとも七〇七年まで遡らせて考えて差しつかえないであろう。

さて、割りぬきの木箱に類する奈良時代以後の遺品は、はなはだ少ないながら、正倉院と唐招提寺にそれぞれ一例ずつある。正倉院例は「澤栗木箱」と呼ばれ、上面に「勅書櫃」と墨書がある。その文書が弘安年間に降るものであることから、平安時代末期の箱であると考えられている⁽⁶⁾。唐招提寺例は「興田重堅田地寄進状等奉納箱」⁽⁷⁾で、中の文書は今失なわれているが、「本券文一通寄進状一通」を納め、唐招提寺舍利殿に打ち付けた箱であるという。そして、これとは別に板書の田地寄進状が書かれ、それには「文安六年四月五日」とあり、この箱が一四四九年頃のものであることがわかる。これらの木箱が奈良時代の木箱とどのように関連するのか今のところ

不明であるといわざるを得ないが、木箱の時期変遷について先に述べた推測に立てば、八世紀中頃以後独自の木製品として木箱が展開していくという過程の中に、これら二例を位置づける必要があると考える。

四 用途と機能

割りぬきの木箱の用途を知る直接的な手がかりとなるものに、平城京東二坊坊間路西側溝出土の蓋がある。これは、表側上半部中央に「□人并□資人等上日帳」と墨書⁽⁸⁾があり、用途のひとつとしてこうした料紙に書いた文書を入れたことがわかる。奈良時代に使用された料紙の幅は、正倉院文書などから二七cm前後から三〇cm前後であったことが知られ、一方、木箱の内法の長さは三〇cm前後から三二cm前後であり、料紙の幅に見合う長さである。内法の長さの木箱によるばらつきが、外法の長さのそれに比較して小幅にまとまっている(第三図2・4)のは、料紙のように寸法の個体差の幅が比較的小さなものを箱に入れることを前提として木箱を製作したためであろう。既に第三節で指摘した通り、木箱の内法の長さに時期差が認められないのは、一貫して木箱の用途が紙製文書を入れることを目的としていたことによるものと考ええる。

「上日帳」は、文書の性格上、続紙の体裁をとり、枚数が多くな

れば巻き物の形態となる。第一表の箱身1(第一図1)は、内法の幅と深さがほぼ同寸法であり、こうした巻き物形態の文書を入れることができる。しかし、このような幅と深さが同寸法の箱は今のところ一例のみであり、多くは深さが三cm未満で幅の二分の一前後しかない。この偏平な浅い木箱の場合、枚数の少ない巻き物形態の文書を圧縮して入れることがなかったとはいえないが、多くは堅紙のまま巻き込んだ枚数の少ない文書を入れたのであろう。

巻き物用の箱として興味深い蓋がある(第一表11、第一図7)。第二節でも少し触れたが、内面の凸部を浅く削って、横に内湾させたもので、巻き物形態の文書を入れた木箱の蓋とみることができ。その内湾部分には幅四〇五mmほどの細長い凹状の工具痕が縦に数条残る。他の部分の工具痕に比べて、その稜線がシャープであり、製作時よりも新しい工具痕であるとみられる。つまり、この蓋の内面には本来、一般的な蓋に見るような凸部が削り出されていたものが、後に手が加えられて今の形になったことを示している。この事実下次のように二通りに解釈できる。ひとつは、もともと続紙の体裁をとる文書を入れるための箱として製作されたものが、紙の貼り継ぎを繰り返すうちに文書の径が増し、しだいに箱に納まらなくなったために、蓋の内面を削りくぼませる必要が生じたとする解釈。もうひとつは、巻き物形態の文書を入れるために他の箱を転用したところ、深さがやや足りないために、蓋の内面を削らねばならなかった

とする解釈である。いずれにしてもこの箱は、既存の完結した巻き物形態の文書の大きさに基づいて製作されたものではないといえよう。すなわち、この箱は完結した文書を最終的に、長期にわたって保管することを目的として製作しているのではないのである。このような内面の凸部を後から削りくぼませる蓋があること、第二節で指摘したように、身の内面底部に工具痕を留めたままのものがあること、精製品が全くないこと、完形のまま習書に使用したり、木簡に転用したものがあることなどから、削りぬぎの木箱は文書を一時的に短期間保管するために製作・使用されていると考えることができる。文書の最終的な長期の保管には別の手段がとられたのであろう。

さて、前述した内面凸部の内湾した蓋には、習書や落書きの類に混じって、「伊勢国少目大倭生羽進上」という墨書がみえ、この箱に何かの文書を入れて進上したらしいことがうかがえる。つまり、この木箱は文書の保管だけでなく、運搬にも用いられていたとみられる。蓋は一方の長側部分を失っているが、復元すると墨書が蓋の中央に位置することがわかり、また、この墨書は他の習書とは異筆である。他の習書の墨の残りが悪いのに比べて、この墨書が非常に明瞭に残っている点は説明が困難であるが、この墨書は箱に文書を入れて進上する際に書かれたものとみて誤まりなからう。このようにみると、削りぬぎの木箱の機能には文書の運搬もあったという

ことができる。

以上、削りぬぎの木箱の用途・機能についてまとめると、第一に紙製の文書を入れる容器であり、その文書の形態には堅紙のままのものと、巻き物形態のもの二種類がある、第二にこれらの文書を一時的に短期間保管するものである、第三に文書を運搬する機能がある。

五 官製の箱と私製の箱

ここでは文献、特に、延喜式に記載のある箱について若干の私見を述べ、削りぬぎの木箱とそれらの箱との関連について、不十分ながらも、一応の見通しを提示しておきたいと思う。

延喜式に記載されている箱には、函・篋・篋子・奩・篋などがある。これらのうち、その用途や法量・材質の知られるものを選び出してまとめたものが第二表^⑨である。これによると、函、篋などの語は、用途や材質などによって使い分けられていることがわかり、用途により大きく二つに分類できる。それは紙製の文書の容器と考えられる箱と、紙製の文書も入れたが、それ以外の物品の容器として主に使用された箱である。函は前者に相当し、後者に相当するものが篋・篋子・奩などである。

函は、告朔文、考選文、上表、勅符、曆、奏文などを入れ、漆器

第二表 延喜式に見る箱

式	箱名称	内 容 物	法 量	備 考
四時祭式 太政官式 中務式 内記式	漆函 公文函 表函 勅書函 函 函 函	奏文 告朔文 上表 賜渤海国勅書 勅符 駅伝勅符 告朔		卜御体, 卜庭神祭二座 臨軒視朔 五位已上有上表 函上書 在外官飛駅奏事 封駅伝勅符 天皇御大極殿視告朔 飛駅儲料 陰陽寮進曆 進曆
主鈴式 中宮式 陰陽式	檜函 漆函 漆函 黒漆函	曆 御曆 御曆	長一尺二寸, 広三寸 八分, 深二寸四分	造曆用度
式部式	考選文函	考選文		諸家考選文進省
木工式	飛駅函		長一尺一寸六分, 広 三寸, 深二寸三分	神事并年料供御
彈正式 春宮式	告朔函 曆函	(告朔文) (曆)		進告朔函時 十一月一日陰陽寮進曆
四時祭式 伊勢太神宮式	宮 櫛宮 柳宮 " " 白宮 轆轤宮 宮 柳宮	幣帛 櫛八枚 髻結紫絲八条 帛袂八条 錦枕二枚 白玉一兩三分 鏡二面 絲并雜緒	方一尺 方一尺 方一尺五寸 方一尺五分 方一尺 (鏡二面)各径九寸	九月伊勢太神宮神嘗祭 太神宮装束 " " " " " " 四月九日神衣祭 度会宮装束
齋宮式	宮 " " " " 楊宮		方一尺六寸 方二尺, 方一尺五寸 径一尺五寸 長一尺五寸 長一尺七寸 方一尺七寸 方一尺五寸, 方一尺, 方一尺二寸, 長一尺 二寸, 広五寸	六月・十二月御饗料 供新嘗料 祓料 六処堺川供奉御禊 鎮祓 年料供物
齋院式	平文宮 善品漆宮 沓宮 筋宮 取物革宮 平文宮	大翳 堅魚鰓等類		初齋院装束 六処堺川供奉御禊 初齋院装束 年料供物 三年一請雜物 齋王定畢所請雜物 行具
踐祚大嘗祭式	龜盛白宮 箸宮 宮 "	隱伎鰓等 刀子 火燧	長一尺五寸, 広一尺 二寸, 深三寸	供神御雜物 薦御膳尅限事 料理 班幣
太政官式	短冊宮 硯宮	短冊		太政官考選文 "

木箱と文書
第二表続き

式	箱名称	内 容 物	法 量	備 考
中務式	宮	表函		五位已上有上表
	詔書宮	詔書		奉詔書
内記式	宮	詔書		節会及尋常詔旨 臨時詔 勅
	革宮	位記		納位記料
主鈴式	宮	印板		飛駅儲料
	漆籠子	内印・駅鈴・伝符		行幸
中宮式	楊宮	阿礼		賀茂祭
	革宮	御服案		鎮魂祭
図書式	柳宮	赤地両面袋		行幸從駕
	奩	香小六斤十二兩		元日焼香
	木奩			齋会
縫殿式	宮		方二尺	三年一度雜物
	黒葛宮		長一尺五寸, 広一尺 三寸	六月神今食御服
	小宮	履		正月齋会衆僧法服
内蔵式	宮	緋帛一丈五尺		諸祭幣帛 大神祭夏祭料
	柳宮		方一尺四寸	" 伊勢大神宮祭
	革宮			諸司年料供進 内匠寮所 進
内匠式	柳宮		一尺六寸已下, 一尺 以上	年料柳宮料
	楊宮	割瓜刀子廿枚		割瓜刀子廿枚料
	革宮	刀子	長一尺二寸, 広一尺, 深一寸二分	年料革宮廿合料
	"	巾	方一尺二分, 深八分	"
式部式	短冊宮	短冊		二月十一日諸司長上成選 人例見太政官
	宮	計会		四月七日奏成選短冊
	"	試状		試諸国郡司主帳以上
	"	簿		"
	位記宮	位記		正月七日叙位賜宴
大学式	爵巾籠	爵巾		积奠十一座
玄蕃式	宮	辞表		辞表
民部式	編宮			交易雜物 越中国
	織宮			" "
主計式	柳宮		長二尺二寸, 広二尺, 深四寸	畿内輸雜物
刑部式	位記宮	位記		応毀罪人位記
大膳式	龜宮		長一尺四寸, 広一尺 二寸, 深三寸	鎮魂 大直神一座
	"	菓餅	" " "	" 雜給料
	"		長一尺二寸, 広一尺 一寸	年料雜器
主殿式	白宮			三年一請
	革宮			諸司所請年料 内匠寮
典藥式	宮		方一尺五寸	遣諸蕃使 草藥八十種
掃部式	盛宮		長一尺六寸, 広四尺 四寸	諸節并行事供奉

第二表続き

式	箱名称	内 容 物	法 量	備 考
掃部式	位記宮	區小坏	長一尺六寸, 広一尺四寸	正月七日
内膳式 造酒式	宮		長一尺, 広九寸	造鋪設功程
	柳宮		長二尺, 広一尺, 深四寸五分	供御月料
	宇岐宮		長一尺六寸, 広一尺五寸	雑給料
春宮式	柳宮	三津野柏		供奉料
		櫛卅枚		"
				雑給料 六月一日。十二月一日亦同。

や檜製のものがあつたことが知られる。法量の知られるものは少ないが、黒漆函、飛駅函などは長さに比して幅の狭い長方形の箱であつたらしい。それぞれの長さとは幅の比は三・二と三・九であり、削りぬき木箱に比べて幅広の傾向を示す。函は文書の容器として用途が限定されているらしく、他の物品を入れたことをうかがわせる記載は延喜式には見出せない。同じく、形態や材質の面で多様性に富んでいることをうかがわせる記載もない。一方、宮・簍子・奩などは、その用途や形態、材質がバラエティーに富んでいる。

る。文書用の箱としての宮には、位記、計会、試状、簿、詔書などの紙製の文書や木簡が入れられ、このことからみると、文書により函と宮を使い分けていたらしい。さらに、宮は、奩・簍子とともに文書以外の物品の容器としての記載が圧倒的に多く、函との違いがきわだっている。また宮には「柳宮」「革宮」「黒葛宮」といった材質についての表現が多く見られる。例えば位記を納める宮は、内記式に「革宮」とあり、これからすると、他の文書用の宮もこうした革製のものであつたかもしれない。法量の記載からは、方形や円形の宮があることがわかる。一尺四方のもの、長さ二尺を超える長大なもの、また函を納める宮があることなどからすると、概して宮は函に比較して大形であつたらしい。

紙製の公文書の容器としての函には、運搬の機能が備わっている。飛駅⁹⁰函がそうであり、また式部式下には

諸家考選文進省

十月三日平旦。諸家各以家司并帳内資人及定額雑色人等考選文。

盛函会集。(後略)

と見え、考選文を函に入れて提出したことがわかる。漆函は、函とはまた、若干その扱い方が異なるらしい。陰陽寮式に

凡造曆用度者。(中略) 黒漆函三合。長各一尺二寸。広三寸。八分。深二寸四分。(中略)

納頒曆赤漆韓櫃一合。(中略)

右漆函等収寮庫。至奏日出用之。若有破損。申省修造。

とあり、漆函は長く保管され、儀式毎に繰り返し使用されるものらしい。また曆は韓櫃に保管するものようである。

さて、延喜式に見られる箱について述べようとしたことは、ほぼ以上の通りである。次に、文書用の函及び宮と割りぬぎの木箱との関係について述べたい。先に述べた函と宮との違いや、形態、材質、用途、機能などを通覧すれば、割りぬぎの木箱に対応し得る箱は函であるといえよう。両者は用途や機能の面で共通するところがあり、大きさや材質の点でも割りぬぎの木箱は宮よりも函に近いといえよう。しかし、両者は次の点で、対照的である。函は公式の行事、正式な事務手続に際して使用される箱であり、当然、規格も整っていたと推測できるが、一方の割りぬぎの木箱は厳密な規格性を備えておらず、フォーマルな性格の箱とはいえないのである。また、プロポーションの上でも、割りぬぎの木箱は函よりも一段と細長く作られているのである。このような差異は、公式の行事や正式の事務手続において使用される箱であるか否かによるものではないかと考える。もとより、延喜式に見える函を奈良時代まで遡らせて考えるべき根拠は今のところない。しかし、奈良時代にも恐らく、函に相当する箱が用いられていたことは想像に難くなく、公式の行事や正式の事務手続に使用される「官製」の箱と、その範疇からはずれない「私製」の割りぬぎ木箱とが補い合いながらその役割をはたしていたという図式が描けるのではなからうか。

六 おわりに

ここではいくつかの問題点を指摘して、まとめにかえたい。割りぬぎの木箱は、現在のところ平城宮とその周辺のごく限られた地点だけで集中的に出土しており、長屋王家木簡出土溝と二条大路東西大溝から出土した箱が大部分を占める。これは単に他の地域において発見の機会に恵まれていないだけなのか、または木製品が残り難いということに由来することなのか、あるいは割りぬぎの木箱の用途や使用者の特殊性によるものなのか、今のところ明らかでない。また、割りぬぎの木箱が文書を運搬するものであれば、平城京外へも運ばれたに違いないが、そうした例はない。これらの問題は今後の類例の増加に期すところが大い。

割りぬぎの木箱に入れられた文書として、具体的に判明しているのは資人上日帳のみである。反対に函は、中に入る文書の種類が明らかでありながら、その形態の詳細が不明である。割りぬぎ木箱と函の関連は、上の二点が明らかになった上で改めて検討を要する問題である。また正倉院に残る「勅書櫃」と割りぬぎ木箱、及び函との関連も今後の研究に期すところが大い。

ところで、紙そのもの及び紙製の文書を重要な構成要件とする律令制度が、中国からの輸入である以上、これらの箱についても中国

からの直接的、間接的な影響のあった可能性が高い。今後は中国で使用された木製・金属製の箱について形態、用途、機能を明らかにし、その中で奈良時代の割りぬき木箱を位置づけることが求められよう。

最後に、本稿をまとめるにあたりその機会を与えて下さった奈良国立文化財研究所の金子裕之氏、東洋大学の鬼頭清明氏、また文禰麻呂墓出土銅匣の実見にあたり、その機会を与えて下さり便宜をはかっていただいた東京国立博物館の関秀夫氏ならびに奈良国立博物館の井口喜晴氏、史料に関する筆者の初歩的な質問にも快く御教示いただいた奈良国立文化財研究所の綾村宏氏、寺崎保広氏、森公章氏、また中でも金子裕之氏には全般にわたり有益な御教示、御指導をいただき、文禰麻呂墓出土銅匣実見についても御世話いただいた。以上の方々の学恩に深く感謝しつつ、本稿を閉じることとする。

注

- (1) 奈良国立文化財研究所『平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』（昭和六一年度～昭和六三年度）一九八七年～一九八九年。
- (2) 注(1)（昭和六三年度）一九八九年 七二～八〇頁。
- (3) 奈良国立文化財研究所『木器集成図録 近畿古代篇』奈良国立文化財研究所史料第二七冊 一九八五年。同上『平城宮木簡』(一) 一九八一年。
- (4) 注(2)文献。
- (5) 文禰麻呂墓及び出土品については、次の文献に詳しく、詳細はそれら

に譲る。奥村秀雄「国宝文祢麻呂墓出土品」『ミュージアム』二七〇号（前篇）二七三号（後篇）一九七三年 東京国立博物館。

(6) 注(2)文献七三頁。

(7) 田中稔編『古文書』日本の美術 第一七四号 一九八〇年。

(8) 注(1)（昭和六一年度）一九八七年 七〇頁。

(9) 用途、法量、材質の知られるものを全て掲げても煩瑣にわたるばかりであるので、ここでは主なもののみとりあげた。

(10) 東野治之氏の指摘（奈良平安時代の文献に現れた木簡）『研究論集Ⅱ』奈良国立文化財研究所学報第二二冊（一九七四年）によれば、飛駅函は袋に納められ、その袋に木簡を付けるという。表書きのない割りぬきの木箱の場合、そのように木簡を付けた袋に入れて運んでいるのかもしれない。